

工事区分表

区分 A (不可)	施設としての基本機能に関わる工事（例：建物躯体・基礎、耐力に関わる中核部分、防火区画に関わる中核部分、主要な配管配線の大規模改修 等）	一	不可 (実施不可)
区分 B (原状復旧が物理的に可能)	工事内容が軽微であり、かつ 事後に撤去して元の状態に復旧することが物理的に可能な範囲 （例：内装仕上げの一部取替え、造作の追加・更新のうち撤去が可能なもの、運営用の備品・什器の設置、サイン・掲示物の取付け 等。※区分 A に該当するものを除く）	指定管理者	原則可（事前協議・承認の範囲）※撤去困難・復旧不能は区分 C へ
区分 C (要協議)	区分 A/B の境界が明確でない工事、撤去して元に戻すことが 物理的に可能か判定しにくい 工事、追加変更・仕様グレード変更等	協議により決定	要協議（最終判断は村）※区分 A に該当する場合は不可

※当該施設は、国庫補助金を活用して整備された施設となっております。。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）など関係法令の制限を受ける施設となっていることにご留意ください。